

第10回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水)午後13時30分から14時20分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(12人)

会長	13番	関尾 一史			
会長職務代理者	1番	梶尾 邦広			
委員	3番	渡邊 勝郎	4番	前谷 篤	
	5番	菅原 英雄	6番	谷口 秀夫	
	7番	齊藤 誠	8番	大原 睦生	
	9番	石井 和裕	10番	角丸 章	
	11番	佐々木 孝一	12番	菊地 匡	

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農業者年金に関する申請について

報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	小林 哲也
事務局主幹	安武 浩美
事務局事務係主事	高橋 宏輔

7. 会議の概要

事務局

皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第10回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長

開会挨拶。
本日の議事録署名委員は6番 谷口秀夫委員と、7番 齊藤誠委員です。よろしくお願いいたします。
それでは、早速議事に入ります。
報告第1号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。
事務局説明願います。

事務局

報告第1号「農業者年金に関する申請について」について、次のとおり手続きが終了し処分したものをご説明し報告します。

1. 農業者年金政策支援加入申込
申請人住所氏名（生年月日）

申出月日

平成30年3月26日

2. 農業者年金被保険者資格喪失届
申請人住所氏名（生年月日）

短期被用者年金期間

3. 農業者年金通常加入申込
申請人住所氏名（生年月日）

申出月日

平成30年4月4日

4. 農業者年金政策支援加入要件不該当届
申請人住所氏名（生年月日）

申出月日

平成30年4月4日

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告いたします。

会長

ただいまの報告につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

佐々木委員

4. の政策支援加入要件不該当届とありますが、不該当となった理由についてお願いします。

事務局

これは、政策支援といって国から保険料の補助があるのですが、保険料2万円の内、1万円が国から補助されているのですが、その加入要件として、年間の所得が900万円未満とされており、 の所得が900万円を超えたことから、届け出が必要となったものです。

佐々木委員

わかりました。

前谷委員

一度不該当になったら、農業者年金への加入はできないということですか。

事務局

政策支援での加入ができないのであって、通常の加入はできます。2万円から6万7千円までの間で、保険料を決めて通常加入することができます。

前谷委員

次の定例総会時に、通常加入申込の報告があるのですか。

事務局

不該当届出の申込時に通常加入への申し込みが同時にできる様式となっていますので、次回での報告はありません。

前谷委員

わかりました。

会長 他に質疑は、ございませんか。
全会員 なし。
会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全会員 異議なし。
会長 異議なしと認め、この件について専決処分を含め、承認いたします。
続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 報告第2号について報告します。農地法第6条第1項により報告のありました[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]につきまして別添資料1から3までの農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしております。以上、ご報告いたします。

会長 この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。
全会員 なし。
会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全会員 異議なし。
会長 異議なしと認め、この件について承認いたします。続きまして、議案に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

出し手（貸主） [REDACTED]
受け手（借主） [REDACTED]
受け手の経営面積 田 39,944 m² 畑 7,000 m² 計 46,944 m²
受け手の労働力 1名
土地の表示 [REDACTED] [REDACTED] 田 田 3,585 m²
[REDACTED] [REDACTED] 宅地 田 415 m²
合計2筆 4,000 m²

法律関係 使用貸借

貸主の申請理由は「借主は[REDACTED]です。当該申請地で園芸野菜の栽培の規模を拡大したいとの要望がありましたので、使用貸借させたいと申請します。」、借主の理由は「当該申請地を貸主である[REDACTED]から使用貸借し、安定した農業経営を行いたいと考えます。」とのことで、作付け作物は野菜（キュウリ）が予定されているところでございます。

申請地は、[REDACTED]宅北側のハウス6棟分の農地でありまして、農振農用区域内、都市計画区域外の農地であります。受け手の[REDACTED]さんは、これまでハウス15棟分の農地を[REDACTED]から使用貸借しておりますが、規模拡大を図るため本申請がなされたものであります。

なお、地区担当の委員さんには4月24日に現地を確認していただいております。

農地法第3条の判定要件についてでございますが

第2項第1号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況（リース）からみて、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が178日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、本申請取得後の経営面積合計は5.1haと、当市区域に定められた1.5haに達しています。

第6号の「転貸の禁止」については、きゅうりを作付予定としていることから問題がないものと考えます。

また第7号の「地域との調和要件」については、 所有の農地を使用貸借するという事、隣接農家、地域農事組合等と調整済みとされていることから問題がないものと考えます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

参考に、第1号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借案件の説明がありました。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、この件について許可してよろしいか伺います。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、議案第1号について許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

土地所有者（貸主）

転用計画者（借主）

土地の表示

田	田	19,717 m ²
畑	田	610 m ²
合計2筆		20,327 m ²

農地の区分 農用地、都市計画区域外、農振農用地区域内

転用目的 耕地改良に伴う砂利採取

転用事由の詳細 本件申請地の下層は砂利層になっているため、浮き上がった砂利が農業機械を損傷する要因になっている。従って砂利採取後、上質表土を敷き詰めて耕地改良します。

期間 平成30年7月1日～平成31年6月30日

資金計画 事業費 に対し、全額自己資金（使用貸借案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添（議案第2号1番関係）のとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

参考に第2号図を添付しておりますのでご参照願います。よろしくご審議願います。

会長 この件につきまして、質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、議案第2号につきまして、許可相当であると承認してよろしいか、お伺いいたします。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第2号につきまして、許可相当であると意見を付し、進達いたします。なお、30アールを超える農地転用事案については、北海道農業会議への意見聴取が「必須」とされていることから、意見聴取し、許可相当との意見回答のもと、前段の意見を付し進達をすることといたします。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番について事務局説明願います。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1番をご説明し審議を求めます。賃貸借の新規案件になります。

計画番号 平成30年度貸第1号

公告予定年月日 平成30年4月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	田	4,070 m ²
原野	田	3,313 m ²
原野	畑	2,453 m ²
合計2筆		9,836 m ²

年額 円

対価の支払方法と期限 指定口座に11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年4月25日～平成30年12月31日 8か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件につきましては、昨年まで耕作されていたが高齢などの理由から離農を考え、近隣地域内での受け手を探していましたが、無理があり、地域外ではありますが、担い手のが賃貸借をするという形で設定するものであります。なお、賃貸借期間は8か月としていますが、冬期間での設定となり、の圃場の状況が十分に把握できないことから、まずは1作となったところです。

判定要件についてでございますが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。また「地域との調和要件」については、「近隣地域外ですが、経営規模拡大を図りたいという受け手の希望があったこと。」また、「地区委員が受け手を探しながら、との賃貸借に結びついた」ことから、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、水稻またはそばの作付を予定されています。

「関係権利者からの同意」については[]の所有農地につき問題はございませんし、農地への出入りについては、双方により承諾済みです。

この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第3号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長
全員
会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、ただいまの議案第3号1番につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号1番の計画を決定することといたします。

それでは続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局

議案第3号2番について説明いたします。賃貸借の新規案件になります。

計画番号 平成30年度貸第2号

公告予定年月日 平成30年4月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[]	畑	畑	14,156 m ²
[]	畑	畑	991 m ²
合計2筆			15,147 m ²

年額 []円

対価の支払方法と期限 指定口座に10月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年4月25日～平成30年10月31日 6か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件につきましては、[]が離農を前提とした賃貸借とし、終期後は売買を予定して設定するものであります。

判定要件についてでございますが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が270日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

また「地域との調和要件」については、[]との隣地であり、利用改善組合、地区委員が地域での受け手を探し、[]との賃貸借に結びついたことから、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、玉葱の作付を予定されています。

「関係権利者からの同意」については[]の所有農地につき問題はございませんし、双方により承諾済みです。

この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第4号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 この件につきまして、質疑ございませんか。
佐々木委員 この [] は、 [] の土地ですか。
事務局 はい、 [] の農地です。
佐々木委員 わかりました。
会長 他に何か質問等ございませんか。
全員 なし。
会長 それでは、ただいまの議案第3号2番につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員 異議なし。
会長 異議なしと認め、議案第3号2番の計画を決定することといたします。
それでは続きまして、議案第3号3番の審議であります。本案件については、 [] が受け手となっている事案となりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、 [] には審議終了までご退席をお願いします。なお、審議後、ご着席くださいますよう併せてお願いいたします。

([] 退席)

事務局 議案第3号3番について事務局説明願います。
議案第3号3番についてご説明し審議を求めます。
賃貸借の新規案件となります。

計画番号 平成30年度貸第3号

公告予定年月日 平成30年4月25日

申出者 []

出し手(借主) []

受け手(借主) []

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[]	田	田	6,583 m ²
[]	田	畑	1,289 m ²
[]	田	田	40 m ²
合計2筆			7,912 m ²

年額 [] 円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年4月25日～平成32年12月31日 2年8か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件につきましては、 [] が高齢により耕作が難しく、また、圃場の条件もあまりよくないため、耕作ができずにいたことから隣地の [] へ賃貸借として設定するものであります。

判定要件についてでございますが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が270日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

また「地域との調和要件」については、地域での受け手となる担い手も限られ、 [] との隣地である [] への賃貸借となり、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、そばの作付を予定されています。

「関係権利者からの同意」については[]の所有農地につき問題はございませんし、双方により承諾済みです。

この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第5号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長
全員
会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、ただいまの議案第3号3番につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号3番の計画を決定することといたします。

それではここで[]に着席いただきます。

([] 着席)

それでは続きまして、議案第3号4番の審議であります。本案件については、[]が受け手となっている事案となりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、[]には審議終了までご退席をお願いします。なお、審議後、ご着席くださいますようお願いいたします。

([] 退席)

事務局

議案第3号4番について事務局説明願います。

議案第3号4番についてご説明し審議を求めます。

計画番号 平成30年度貸第4号

公告予定年月日 平成30年4月25日

申出者

出し手(借主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[]	田	田	7,000 m ²
[]			7,000 m ²
	合計1筆		

年額 []円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成30年4月25日～平成34年12月31日 4年8か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は、平成22年5月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしています。この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、第6号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長
全員
会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、ただいまの議案第3号4番につきまして、決定してよろしいか伺

います。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号4番の計画を決定することといたします。
それではここで[]に着席いただきます。

([] 着席)

それでは、続きまして、議案第3号5番の審議に入ります。事務局説明願います。

事務局

5番についてご説明し審議を求めます。

計画番号 平成30年度使第1号

公告予定年月日 平成30年4月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	畑	4,812 m ²
	宅地	畑	146.50 m ²
合計2筆			4,958.50 m ²

年額 年額無償

期間 平成30年4月25日～平成34年12月31日 4年8か月

当事者間の法律関係 使用貸借

本案件は、平成25年3月からの使用貸借が終期を迎えての再契約となるものです。砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしています。この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長
全員
会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、ただいまの議案第3号5番につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号5番の計画を決定することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号6番の審議に入ります。事務局説明願います。

事務局

6番についてご説明し審議を求めます。

計画番号 平成30年度使第2号

公告予定年月日 平成30年4月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	田	298 m ²
	畑	田	4,764 m ²
	田	田	838 m ²
合計 3 筆			5,900 m ²

年額 年額無償
 期間 平成 30 年 4 月 25 日～平成 30 年 11 月 30 日 7 か月
 当事者間の法律関係 使用貸借

本案件は、平成 29 年 5 月からの使用貸借が終期を迎えての再契約となるものです。砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしています。この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、使用貸借の終期後、売買の予定としています。

なお、第 8 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長
 全員
 会長

この件につきまして、質疑ございませんか。

なし。

それでは、ただいまの議案第 3 号 6 番につきまして、決定してよろしいか伺います。

全員
 会長

異議なし。

異議なしと認め、議案第 3 号 6 番の計画を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員
 会長

なし。

特にないようですので事務局次長よりお願いします。

事務局次長

①議会関連等報告（事務局次長）

②平成 30 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議
 空知農業委員会連合会通常総会（事務局次長）

- ・とき 平成 30 年 4 月 12 日（月）
- ・ところ 岩見沢市 平安閣
- ・出席者 関尾会長、小林事務局次長

④農業委員会委員の募集結果について（事務局次長）

- ・募集期間 平成 30 年 3 月 15 日（木）～平成 30 年 4 月 13 日（金）

事務局

③農業委員会活動記録簿の提出について（事務局）

- ・提出日 平成 30 年 6 月 25 日（月）6 月定例総会時
- ・提出内容 平成 29 年 7 月 20 日（木）～

平成 30 年 3 月 31 日（土）までの活動を記録。

- ・記録簿と最終ページにある集計表をあわせて、提出。

平成 30 年 4 月 1 日からの活動についても、記録簿をあらためて配布いたしますので同様に記録を残すようお願いいたします。

⑤農地利用最適化交付金事業実施について（事務局）

5 月総会時に審議

会長

- ・次回開催日 平成 30 年 5 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分

会長

これですべての審議が終わりました。以上で第 10 回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員